

ひろしまの森づくり事業（交付金事業）実施要領

平成 19 年 4 月 5 日 制 定
令和 4 年 4 月 1 日 最終改正

第 1 趣旨

ひろしまの森づくり事業補助金等交付要綱（平成 19 年 4 月 5 日制定。以下「要綱」という。）に規定する交付金による事業（以下「交付金事業」という。）の実施に関しては、広島県補助金等交付規則（昭和 48 年広島県規則第 91 号。以下「規則」という。）及び要綱によるほか、この要領による。

第 2 交付金の額

- 1 要綱別表に掲げる事業の事業主体、対象事業内容及び交付対象経費は、別表第 1 に掲げるとおりとする。
- 2 交付金事業の内、要綱別表に掲げる特認事業（以下「特認事業」という。）については、知事が必要と認める額（以下「特認枠」という。）を交付するものとし、特認事業を除く事業については、別に知事が定めた額を上限として必要な額（以下「通常枠」という。）を交付するものとする。
- 3 特認事業を実施しようとする市町又は 2 以上の市町域で事業を実施しようとする事業主体（以下「広域事業者」という。）は、別に知事が定める日までにひろしまの森づくり事業（特認事業）要望書（以下「要望書」という。第 1 号様式）を知事に提出する。
- 4 知事は、要望書の内容を審査し、適当であると認めたときは、特認枠を決定する。

第 3 事業計画及び交付の申請

- 1 交付金事業を実施しようとする市町又は広域事業者は、要綱第 4 条第 1 項に規定する交付金交付申請書に、ひろしまの森づくり事業（交付金事業）推進の考え方（第 2 号様式）及び別表第 2 に掲げる書類を添付し、知事に提出する。
- 2 市町は、別表第 2 に掲げる事業計画書において、長期事業計画を作成した場合は、当該年度の交付金の一部を基金に積み立てて、次年度以降、基金を財源として交付金事業を実施することができる。
ただし、特認事業に係る交付金については、基金に積み立てることはできない。

第 4 事業の変更

要綱第 5 条第 1 項第 4 号の軽微な変更は、次に定める変更以外の変更とする。

- (1) 交付額の増減を必要とする変更
- (2) 別表第 1 に掲げる事業の新設

第 5 事業の実施

- 1 別表第 1 に掲げる里山林整備事業、里山防災林整備事業及び里山林課題解決推進事業を実施しようとする市町は、あらかじめ森林所有者等と交付金の返還に該当する行為（皆伐、開発等による転用）を明記した協定書（別紙様式例）を締結し、当該事業を実施す

るものとする。

- 2 前項の協定期間は、協定締結日から起算して 10 年後の会計年度の末日までとする。
- 3 市町及び事業主体は、交付金事業の実施にあたって標柱、横断幕、その他事業製作物（パンフレットや木製案内板等）に、ひろしまの森づくり県民税（以下「県民税」という。）を活用した事業である旨を表示するものとする。
- 4 市町は、事業実施に対する透明性の確保や事業効果などの検証及び里山林課題解決推進事業における里山林の整備方針の作成を行うための組織（以下「協議会等」という。）を置く。

第 6 実績報告

市町又は広域事業者は、交付金事業が完了したときは、要綱第 8 条の規定によるひろしまの森づくり事業（交付金事業）実績報告書に、別表第 3 に掲げる書類を添付し、知事に報告する。

第 7 交付金の返還等

- 1 市町の長は、次の事項に該当する場合は、事業主体に対し交付金の交付決定を取り消し、交付金相当額の全部又は一部の返還を命じることとする。
 - (1) 第 5 の 1 に規定する協定を締結した森林について、事業の完了年度の翌年度から起算して、5 年以内に次に掲げる行為を行う場合。（里山防災林整備事業により協定を締結した森林は 10 年以内）
 - ア 目的以外の用途への転用。（事業を行った森林を売り渡し、若しくは譲渡し、または賃借権、地上権等の設定をさせた後、目的以外の用途へ転用する場合を含む。）
 - イ 事業を行った森林の立木竹の全面伐採除去を行う行為。
 - (2) 不正又は虚偽の申請により、交付金の交付を受けた場合。
- 2 1 の規定にかかわらず、公用若しくは公益事業の用に供する場合、または天災その他当事者の責めに帰し得ない事由により転用等する場合は、交付金の返還を免除することができる。
- 3 市町の長は 1 により交付金相当額を収納した場合は、県交付金相当額を県に返還しなければならない。
- 4 1 及び 2 の規定は、市町又は広域事業者が事業主体となつて行う事業について準用する。ただし、1 の規定中「市町の長」は「知事」と読み替えるものとする。

第 8 その他

- 1 市町は、ひろしまの森づくり事業の趣旨に鑑み、森林保全活動や森林・林業体験活動など幅広い県民の参加による森づくりに資するための取組を積極的に推進するものとする。
- 2 市町及び事業主体は、交付金事業の取組内容や成果等について、積極的に広報活動を行うこととし、交付金事業について新聞等報道機関の取材を受ける際には、県民税を活用した事業である旨を説明するなど、交付金事業の周知や県民理解の促進に努めるものとする。
- 3 市町は第 2、第 3 及び第 7 の規定によらず、広域事業者が行う事業を交付金事業とし

て実施することができる。

4 この要領に定めるもののほか、交付金事業の実施に関して必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、平成 19 年 4 月 5 日から施行し、平成 19 年度以降の交付金事業について適用する。

附 則

この要領は、平成 24 年 3 月 30 日から施行し、平成 24 年度以降の交付金事業について適用する。

附 則

この要領は、平成 29 年 4 月 1 日から施行し、平成 29 年度以降の交付金事業について適用する。

附 則

この要領は、平成 30 年 9 月 20 日から施行し、平成 30 年度以降の交付金事業について適用する。

附 則

この要領は、令和 4 年 4 月 1 日から施行し、令和 4 年度以降の交付金事業について適用する。

別表第1（第2関係）

事業名	事業主体	対象事業内容	交付対象経費
① 里山林整備事業	市町、認定事業主（林業労働力の確保の促進に関する法律に基づき知事の認定を受けた認定事業主）、森林所有者、その他市町の長が事業を遂行することが適切であると認めた者	(1) 環境改善型 ○手入れ不足による森林の荒廃や竹林化等により、林内環境の悪化が生じている地域において、森林からもたらされる景観等を地域全体で向上させるために行う森林整備 ○森林からもたらされる地域の資源（風景、ランドマーク、森林とふれあう場所等）を再生し、地域の価値を高めるため、地域住民が一体となって行う森林整備 ○公共の場や住民の生活圏などにおける、緑とのふれあいの機会の増進や生活環境の維持等を図るための取組	○森林整備に要する施行経費 ○(2) 防災・減災型のみ 知事が別に指定する土砂災害に伴う応急・復旧作業に要する経費
		(2) 防災・減災型 災害の危険性のある里山林において、地域住民が一体となって取り組む防災・減災のための森林整備等	
		(3) 鳥獣被害防止型 地域全体で鳥獣等の隠れ場所を無くすために行う森林整備	
② 里山保全活用支援事業	森林保全活動を行う団体（住民団体、NPO、企業等）、市町（以下「市町等」という。）	住民参加型の、里山林の保全活用のために行う次の事業 (1) 里山林の保全活用に関して、住民団体やNPO等が自ら企画・立案して行う取組や企業が行う社会貢献活動 (2) 小規模林業経営者や住民団体、NPO等が、森林を活用する取組等を通じて行う自主的、継続的な森林整備等 (3) 前項に関連し、活動開始時に必要となる初期投資や、自主的、継続的に活動するにあたり必要となる取組	○森林保全活動に必要な機材の整備等に要する経費 ○森林保全活動に付随して行う施設の整備等に要する経費 ○その他事業実施に必要と認められる経費
③ 森林・林業体験活動支援事業	市町等、学校、住民団体が構成員となった実行委員会	森林・林業に対する理解と森づくりへの積極的な参加を図るため、森林の機能や林業について学ぶことを目的として実施する森林・林業体験活動や学習、木育活動等	○体験活動等に必要な機材の整備等に要する経費 ○体験活動等に必要な施設の借上げ等に要する経費 ○その他事業実施に必要と認められる経費

事業名		事業主体	対象事業内容	交付対象経費
④ 特認事業	地域資源保全活用事業	市町等, 住民団体が構成員となった実行委員会	住民団体等が主体となって, 里山の保全や活用を目的とした計画(地域資源保全活用プラン)に基づき行う次の事業 (1) 森林機能の増進, 景観や野生生物生息環境の保全及び森林の利用促進等を目的とした森林整備等 (2) 住民団体, 企業等による森林保全活動 (3) 森林・林業への理解と森づくりへの参加を促進するための森林・林業体験活動 (4) 森林の利用促進を目的とした施設の整備	○森林整備に要する施行経費 ○森林保全活動, 森林・林業体験活動に要する経費 ○利用促進施設の整備に要する経費
	里山防災森林整備事業	市町等	地域における自主的な森林管理を行うために実施する次の事業 (1) 土砂災害のおそれのある区域及びその上流に位置する森林等における防災・減災のための森林整備等 (2) 前項に併せて行う, 地域の防災・減災に係る体制整備及び地域住民の意識醸成 (3) 地域住民の合意形成など事業推進	○森林整備に要する施行経費 ○防災・減災等意識醸成活動に要する経費 ○防災・減災等活動促進施設の整備に要する経費
	事業 里山林課題解決推進	市町	市町が重点的に取り組むと判断した里山林の課題について, 整備方針に基づき実施する森林整備等	○森林整備に要する施行経費 ○里山の森林資源を継続的に利用する取組に必要と認められる経費 ○前項の取組を推進するための普及啓発に要する経費
	事業 森林・林業体験活動支援	市町等, 学校, 住民団体が構成員となった実行委員会	市町域を超えて行う, 森林の機能や林業について学ぶことを目的として実施する森林・林業体験活動や学習, 木育活動等	③森林・林業体験活動支援事業に記載の交付対象経費のとおり
	その他	市町等, 広域事業者	上記以外の事業で, 特に必要と認められる事業	○知事が特に必要と認めた事業で, その取組に要する経費

事業名	事業主体	対象事業内容	交付対象経費
⑤ 事業 推進 費	市町等	(1) 市町や地域住民等が行う森林整備の働きかけや境界明確化等に必要となる取組	○地域住民等による地域の合意形成の構築に要する経費 ○境界明確化等に要する経費 ○交付金事業の内容や効果等に係る広報に要する経費
		(2) 事業効果の検証及び事業の透明性の確保を目的として設置する組織（協議会等）の運営や事業の推進	○協議会の運営に要する経費 ○その他事業の推進に要する経費
		(3) 里山林の整備方針の作成	○里山林の整備方針の作成に要する経費
		事務費	○上記以外で事業実施に必要な市町の事務経費
⑥ 基金 造成 費	市町	当該年度以降に実施を予定する交付事業（ただし、特認事業を除く。）に充てることを目的とした基金の造成	○基金を造成するための経費 （ただし、長期事業計画を作成し当該年度以降に事業実施を行う場合に限る。）

別表第 2（第 3 関係）

事業名	申請様式			
	推進の考え方	事業計画書	収支予算書	その他
①里山林整備事業	第 2 号様式	第 3 号様式	第 4 号様式	
②里山保全活用支援事業	第 2 号様式	第 3 号様式	第 4 号様式	
③森林・林業体験活動支援事業	第 2 号様式	第 3 号様式	第 4 号様式	
④特認事業	第 2 号様式	第 3 号様式	第 4 号様式	事業内容の概要がわかる資料（第 6 号様式の 1－2 に準じて作成する）
⑤事業推進費	第 2 号様式	第 3 号様式	第 4 号様式	協議会の組織に関する資料（規約，名簿等） 事業内容の概要がわかる資料（第 6 号様式の 1－2 に準じて作成する）
⑥基金造成費	第 2 号様式	第 3 号様式	第 4 号様式	

別表第3（第6関係）

事業名	実績様式				
	推進の考え方	事業実績書	収支精算書	事業実績内訳書	その他
①里山林整備事業	第2号様式	第3号様式	第4号様式	第5号様式	1施業区域図（1/5000） 2実施状況写真（施業前、施業後） 3その他事業の実施状況が確認できる資料（市町検査調書の写し等）
②里山保全活用支援事業	第2号様式	第3号様式	第4号様式	第6号様式1－1 第6号様式1－2	1収支決算書（別紙1） 2作業器具等を購入する場合は、用具器具等管理書（別紙2） 3実施区域を示した図面（1/5000程度） 4実施状況写真 5その他事業の実施状況が確認できる資料（市町検査調書の写し等） 6必要に応じてひろしまの森づくり事業の実施により生じた収益状況報告書（第7号様式） 7必要に応じて製品、施設等の概要がわかる資料（設計図書、カタログ、見積書等）
③森林・林業体験活動支援事業	第2号様式	第3号様式	第4号様式	第6号様式1－1 第6号様式1－2	1収支決算書（別紙1） 2作業器具等を購入する場合は、用具器具等管理書（別紙2） 3実施状況写真 4県産材産地証明書等の県産材利用が確認できる資料 5その他事業の実施状況が確認できる資料（市町検査調書の写し等）
④特認事業	第2号様式	第3号様式	第4号様式	第6号様式1－1 第6号様式1－2	1実施状況写真 2その他事業の実施状況が確認できる資料（市町検査調書の写し等） 3その他事業内容に応じて、上記①～③の事業に準じて資料を添付
⑤事業推進費	第2号様式	第3号様式	第4号様式	第6号様式1－1 第6号様式1－2	1実施が確認できる資料（議事録等） 2その他事業推進の実施状況が確認できる資料（市町検査調書の写し等）
⑥基金造成費	第2号様式	第3号様式	第4号様式		1基金の設置条例等

注 収支決算書は、市町が事業主体の場合は不要とする。

第1号様式

年 月 日

広島県知事様

市町長名
又は住所
氏名

年度ひろしまの森づくり事業（特認事業）要望書

このことについて、次のとおりひろしまの森づくり事業（特認事業）の実施を要望します。

記

1 事業費

区 分	事業主体	事業費	負担区分（千円）			備考
			県交付金	市町	その他	

2 事業実施（予定）期間

年 月 日 ～ 年 月 日

3 事業内容

実施内容	数量等	経費	積算基礎

4 特認事業による実施理由

注1 区分欄は、別表第1の対象事業内容別に記載し、事業内容の積算基礎は、対象費目などに区分して記載する。

2 調査表（第1号様式別紙）のほか、必要に応じて、事業実績内訳書（第6号様式1－2）及び算定基礎となる資料等を添付する。（設計図書、カタログ、見積書等）

調 査 表

項 目	要 望 事 業 の 内 容
1 目的と必要性	
2 計画性と実行性	
3 事業の効果	
4 事業の発展性	

ひろしまの森づくり事業（交付金事業）推進の考え方（第4期：R4～R8）

市町名：〇〇市（〇〇町）

1 要旨

2 里山林の現状と目指す姿

区分	現状	課題	目指す里山林の姿	取り組む内容

※区分は市町が森づくり事業に取り組む方針により選択して記載すること。

3 森林を守り育てるための取組

区分	現状と課題	目指す姿	取り組む内容
森林を守り育てる体制	森林整備を行う者 （森林ボランティア団体） （住民団体等） （小規模林業経営者） ※主体別に記入 森林整備を促す体制 （森林資源の継続的利用）		
取組への理解促進	住民への説明 参加拡大による理解促進 事業の理解		

ひろしまの森づくり事業（交付金事業）（計画・実績）書（当初・変更）

市町名：

1 事業の内容

(単位：円)

事業名		事業量	事業費	財源区分			備考	
				県交付金	市町費			その他
					基金繰出金	一般財源		
里山林整備事業		ha						
里山保全活用支援事業		人						
森林・林業体験活動支援事業		人						
特認事業		件						
事業推進費	協議会運営費等	式						
	事業推進費	ha						
	事務費	式						
	計							
基金造成費		式						
合 計								

注1 基金造成費を計上している場合は、「3長期事業計画」を添付すること。
2 変更承認申請書に添付する場合は、変更前の事業費等を上段に()書きで記載すること。

2 事業完了（予定）年月日

3 長期事業計画

(1) 事業計画（計画期間：令和4年度～令和8年度）

（単位：円）

事業名	令和4年度計画(実績)		令和5年度計画(実績)		令和6年度計画(実績)		令和7年度計画(実績)		令和8年度計画(実績)	
	事業内容	事業費	事業内容	事業費	事業内容	事業費	事業内容	事業費	事業内容	事業費
里山林整備事業	ha		ha		ha		ha		ha	
里山保全活用支援事業										
森林・林業体験活動支援事業										
事業推進費										
基金造成費										
計										

注 1 事業内容欄には、事業内容及び数量等を記載すること。

2 過年度分は実績として記載すること。（以下(2)，(3)において同じ）

(2) 事業費内訳

（単位：円）

財源内訳		令和4年度計画(実績)	令和5年度計画(実績)	令和6年度計画(実績)	令和7年度計画(実績)	令和8年度計画(実績)
県交付金						
市町費	基金繰出額					
	一般財源					
その他						
計						

(3) 基金の状況

（単位：円）

区分		令和4年度計画(実績)	令和5年度計画(実績)	令和6年度計画(実績)	令和7年度計画(実績)	令和8年度計画(実績)
前年度期末残高(a)						
積立額	新規積立(基金造成費)					
	運用益					
	計(b)					
取崩額(c)						
当年度期末残高(a+b-c)						

第4号様式

ひろしまの森づくり事業（交付金事業） 収支（予算・精算）書（当初・変更）

市町名：

1 収入の部

（単位：円）

区 分		予 算 額	精 算 額	差引増減	備 考
県交付金					
市 町 費	基金繰出額				
	一般財源				
そ の 他					
合 計					

2 支出の部

（単位：円）

区 分		予 算 額	精 算 額	差引増減	備 考
里山林整備事業					
里山保全活用支援事業					
森林・林業体験活動支援事業					
特認事業					
事業 推進 費	協議会運営費等				
	事業推進費				
	事務費				
	計				
基金造成費					
合 計					

注 変更承認申請書に添付する場合は、変更前の予算額を上段に（ ）書きで記載すること。

里山林整備事業 事業実績内訳書

市 町 名	
事業主体区分	
事業主体	

[illegible]

注 事業主体ごとに別葉にすること。ただし、事業主体が森林所有者及び市町の長が認めた者(自治会等)の場合は、事業主体欄に「森林所有者」又は「市町長が認めた者」と記載し、それぞれの内訳を記載する。
作業内容欄は、具体的な作業の内容を記載する。

ひろしまの森づくり事業(交付金事業)事業実績内訳書 事業別一覧表

市 町 名	
事 業 名	

[illegible]

注1 事業別に別葉にすること。

2 作業内容欄は、事業内容や活動内容等を簡潔に記載する。

3 事業量の人数欄は活動参加人数(延べ人数)等を記入する。

ひろしまの森づくり事業（交付金事業）事業実績内訳書

事業名	
事業主体区分	
事業主体	

実施内容等	実施場所	実施時期	事業量	事業費 (円)	備考
合 計					

注1 事業実績について、事業主体毎に作成すること。
2 実施内容欄は、事業内容や活動内容、事業目的等について具体的に記載する。
3 事業量欄は、活動の回数、参加人数（延べ人数）及び施工数量（個数、面積）等を適宜記載する。
4 必要に応じ、設計書、見積書、経費明細書及びカタログ等を添付すること。
5 事業推進費のうち協議会運営経費等、境界明確化等については、事業費の内訳を備考欄に記載すること。

(別紙1)

収 支 決 算 書

事 業 名 :

事業主体名 :

1 収入の部

(単位 : 円)

区 分	金 額	備 考
県・市町補助金		
自己負担金		
そ の 他		
合 計		

注 「その他」欄に記載がある場合は、具体的な内容を備考欄に記載する。

2 支出の部

(単位 : 円)

区 分	金 額	備 考
合 計		

注 区分欄は、ひろしまの森づくり事業（交付金事業）実施要領の運用 別表2の経費区分を参考に記載する。

(別紙2)

用具器具等備品管理書

1 事業主体名

所在地

団体の名称

代表者氏名

2 事業名

年度

事業

3 用具器具等の備品名等

名 称	数 量	備 考

注 備品とは、使用開始から1年が経過しても、引き続き使用することに支障がないものとする。

4 管理場所

5 管理責任者

住所

氏名

(事業実施主体との関係)

第7号様式

年 月 日

市町長様

事業主体名

代表者名

年度ひろしまの森づくり事業の実施により生じた収益状況報告書

このことについては、次のとおりです。

第7号様式

年 月 日

市町長様

事業主体名

代表者名

年度ひろしまの森づくり事業の実施に係る収益状況報告書

このことについては、次のとおりです。

項 目		金 額	備 考
収 入			
	小 計 ①		
支 出			
	小 計 ②		
収 支 差 ③＝①－②			

(添付資料)当該年度の収益がわかる資料

- 注 1「収入」は、販売額等とし、項目別に記入すること。
2「支出」は、固定経費及び変動経費の合計とし記入すること。

ひろしまの森づくり事業
里山林関係事業の実施に関する協定書

(目的)

第1条 市(町)(以下「甲」という。)及び森林所有者(以下「乙」という。)及び事業実施主体名称・代表者名(以下「丙」という。)は、第3条に掲げる森林において行う〔a 里山林整備・b 里山防災林整備・c 里山林課題解決推進〕事業(以下「事業」という。)の円滑な遂行と、事業実施後の事業地の適正な維持を目的に、この協定を締結する。

(期間)

第2条 この協定の期間は、年 月 日から 年 月 日まで(10年間)とする。
2 この協定の目的の達成上、特に必要のある場合は、甲、乙及び丙が協議のうえ、この協定を更新することができる。

(対象とする里山林等)

第3条 この協定の対象とする里山林等(以下「対象里山林」という)は付表に掲げるとおりとする。

(事業の内容)

第4条 この協定に基づく事業の内容は、次のとおりとする。

- | | | | |
|-------------------------------|---------------------------|---|---|
| 選択 | { | (1) 里山林の除間伐、下刈り、枯損木・被害木・危険木の処理、植栽等の森林整備 | |
| | | 竹林の伐採、伐採竹の集積等 | |
| | | 公共緑化や生活環境の維持を図るための緑化、緑化推進、植樹活動 | |
| | (2) その他前項の内容を実施するために必要な作業 | | |
| | { | ア 森林作業道の開設・補修 | } |
| | | イ 歩道の開設・補修 | |
| | | ウ 簡易な木製構造物の設置 | |
| | | エ 県産材利用施設の設置(休憩所や簡易作業施設等) | |
| | | オ 活動に必要な資機材の整備 | |
| | | カ 案内板等標識類、簡易休憩施設、学習用広場等の活動促進に必要な施設の整備 | |
| キ 巡視路としての森林作業道・歩道の整備 | | | |
| ク 巡視体制等の構築 | | | |
| ケ 地域課題の明確化や事業地の選定のために行う協議会の開催 | | | |
| { | コ 取組を推進するための講習会、現地視察等の開催 | } | |

2 甲は、整備により伐採した樹木を、乙及び丙が協議のうえ自らの責任と費用で搬出・利用することを妨げない。

(費用の負担等)

第5条 甲は、第4条第1項の各号に定める整備を実施するのに必要な経費の一部または全部について、丙に対し、予算の範囲内で補助を行うものとする。

2 甲の補助金額を超える負担が生じた場合は、乙と丙が協議のうえ負担するものとする。

〔3 【例】前項2の負担額は、乙(丙)が金〇〇〇円を負担するものとする〕

ケース１：甲乙丙３者

（当事者の責務）

第6条 この協定に基づき甲、乙及び丙は、それぞれ次の各号に定める責務を負うものとする。

(1) 甲（_____市（町））の責務

ア 乙及び丙に対して行う、森林整備及び森林整備後の事業地に対する助言及び情報の提供

(2) 乙（森林所有者）の責務

ア この協定により事業を行った森林を皆伐しないこと

イ この協定により事業を行った森林を森林以外の用途に転用しないこと

(3) 丙（事業実施者）の責務

ア 第1条の目的を踏まえた、適正な施業の実施

選択 { イ 第1条の目的を踏まえた、適正な施業実施後の事業地の管理 a 緑化活動, b のみ
ウ 巡視等を行うことにより、自らが対象里山林の状況や災害の危険性を把握する活動の実施 b のみ

2 甲は、乙が前項1の(2)アまたはイに違反し、事業を行った森林の皆伐または森林以外の用途への転用を行った時は、この協定を解除し、第5条第1項において支払った補助金額の全部または一部について返還を求めることができる。

（乙（森林所有者）の協力）

第7条 この協定に基づき、乙は、それぞれ次の各号に定める事項について協力するものとする。

(1) { 第4条(1)の里山（竹）林整備を行った森林における境界の管理

選択 { 第6条(3)イの、丙による事業実施後の管理への協力 ※a 緑化活動, b のみ

(2) 対象里山林の境界及び所有権等の権利に関して第三者から異議申立てがあった場合の処理解決

(3) 甲又は丙が調査研究のため対象里山林に調査地の設定及び立入り等を申請した場合の許可

(4) 事業を行ったことを示す表示板等の設置の許可（ただし、甲又は丙から申請があった場合に限り）

(5) 甲又は丙が対象里山林を森林の体験活動又は環境学習等に使用することへの協力

(6) 個人情報の保護に関する法律の下、甲が事業実施に係る乙の個人情報を広島県に提供することへの同意（ただし、「ひろしまの森づくり事業」の制度実施に係る範囲に使用される場合に限り）

(7) 丙の実施する森林整備に協力し、その施工等に支障を及ぼす一切の行為をしないこと

選択 { (8) 第4条(2)により開設・補修を行った森林作業道の通行の許可（甲又は丙から申請があった場合に限り）

(9) 第4条(2)により開設・補修を行った歩道の通行の許可（甲又は丙から申請があった場合に限り）

(10) 第4条(2)により設置した県産材利用施設の管理

(11) 丙が第6条(3)の責務において行う森林管理のための巡視や維持管理作業への協力 ※b のみ

（災害等による損害）

第8条 甲及び丙は、事業の実施中に、火災、天災その他甲及び丙の責めに帰し得ない事由により、対象里山林に生じた損害及び第三者に生じた損害については、その責任を負わない。

2 甲及び丙は、事業の実施後、火災、天災その他甲及び丙の責めに帰し得ない事由により、対象里山林の林相の著しい変化又は立木等の損害が生じた場合であっても、その責任を負わない。

（協定の継承）

第9条 乙は、協定の期間中に対象里山林の所有権移転又は貸借する場合には、甲及び丙にその旨を届け出るものとする。この場合、乙は、所有権を取得する者又は貸借を受ける者に対してこの協定の継承を促す。

ケース１：甲乙丙３者

（特別な事情による協定の失効）

第 10 条 次の各号に掲げる場合は、この協定の全部又は一部はその効力を失う。

- （1） 対象里山林の全部又は一部が公用，公共用又は公益事業の用に供されるとき。
- （2） 火災，天災その他当事者の責めに帰さない事由により対象里山林の全部又は一部が滅失したとき。

（疑義の決定）

第 11 条 この協定に定める事項に疑義が生じた場合，又はこの協定に定めない事項で必要がある場合は，甲，乙及び丙の協議により定めるものとする。

この協定の締結を証するため，本書を 3 通作成し，甲，乙及び丙が記名・押印して，各自その 1 通を所持する。

年 月 日

（甲） 住所

市（町）

市（町）長

（印）

（乙） 住所

氏名

（印または自筆）

（丙） 住所（所在地）

名称

代表者

印または自筆）

※この協定が委託契約を兼ね，この協定のみによって事業を実施している場合，収入印紙の貼付が必要となる可能性があります。また，森林整備をこの協定外の林業事業体に委託する場合，この協定のほかに委託・請負契約書が必要です。

ケース１：甲乙丙３者

(付表)

森 林 簿 市町名	大 字 ・ 地 番	森林所有者	面積 (ha)	備考

区域(位置)図 ※別紙可

ひろしまの森づくり事業
里山林関係事業の実施に関する協定書

（目的）

第1条 _____市（町）（以下「甲」という。）及び森林所有者_____（以下「乙」という。）は、第3条に掲げる森林において行う〔a 里山林整備・b 里山防災林整備・c 里山林課題解決推進〕事業（以下「事業」という。）の円滑な遂行と、事業実施後の事業地の適正な維持を目的に、この協定を締結する。

（期間）

第2条 この協定の期間は、 年 月 日から 年 月 日まで（10年間）とする。
2 この協定の目的の達成上、特に必要のある場合は、甲と乙が協議のうえ、この協定を更新することができる。

（対象とする里山林等）

第3条 この協定の対象とする森林（以下「対象里山林」という。）は付表に掲げるとおりとする。

（事業の内容）

第4条 この協定に基づく事業の内容は、次のとおりとする。

- (1) 選択 { 里山林の除間伐，下刈り，枯損木・被害木・危険木の処理，植栽等の森林整備
竹林の伐採，伐採竹の集積等
公共緑化や生活環境の維持を図るための緑化，緑化推進，植樹活動
- (2) その他前項の内容を実施するために必要な作業
- 選択 { ア 森林作業道の開設・補修
イ 歩道の開設・補修
ウ 簡易な木製構造物の設置
エ 県産材利用施設の設置（休憩所や簡易作業施設等）
オ 活動に必要な資機材の整備
カ 案内板等標識類，簡易休憩施設，学習用広場等の活動促進に必要な施設の整備
キ 巡視路としての森林作業道・歩道の整備 } bのみ
ク 巡視体制等の構築
ケ 地域課題の明確化や事業地の選定のために行う協議会の開催
コ 取組を推進するための講習会，現地視察等の開催 } cのみ

2 甲は、整備により伐採した樹木を、乙が自らの責任と費用で搬出・利用することを妨げない。

（費用の負担等）

第5条 甲は、第4条第1項の各号に定める整備を実施するのに必要な経費の一部または全部について、予算の範囲内で〔A 支払う・B 乙に対し、補助を行う〕ものとする。
2 甲の〔A 支払い・B 補助金〕額を超える負担が生じた場合、乙が負担するものとする。

（○ 【例】前項2の負担額は、乙が金〇〇〇円を負担するものとする。）

ケース2：甲乙2者（A 事業実施者が市町，B 事業実施者が所有者）

（当事者の責務）

第6条 この協定に基づき甲及び乙は、それぞれ次の各号に定める責務を負うものとする。

(1) 甲（_____市（町））の責務

ア [A 森林整備後の事業地・B 乙が行う森林整備及び森林整備後の事業地] に対する助言及び情報の提供

[A イ 第1条の目的を踏まえた、適正な施業の実施]

(2) 乙（森林所有者）の責務

ア この協定により事業を行った森林を皆伐しないこと

イ 第4条(1)の里山（竹）林整備を行った森林について森林以外の用途に転用しないこと

選択 { ウ 第1条の目的を踏まえた、適正な [A なし・B 事業の実施及び] 施業実施後の事業地の管理 a 緑化, b のみ
エ 巡視等を行うことにより、自らが対象里山林の状況や災害の危険性を把握する活動の実施 b のみ

2 甲は、乙が前項1の(2)アまたはイに違反し、事業を行った森林の皆伐または森林以外の用途への転用を行った時は、この協定を解除し、第5条第1項において支払った金額の全部または一部について返還を求めることができる。

（乙（森林所有者）の協力）

第7条 この協定に基づき、乙は、それぞれ次の各号に定める事項について協力するものとする。

(1) { 第4条(1)の里山（竹）林整備を行った森林における境界の管理

選択 { 第6条(3)イの、丙による事業実施後の管理への協力

a 緑化活動, b のみ

(2) 対象里山林の境界及び所有権等の権利に関して第三者から異議申立てがあった場合の処理解決

(3) 甲又は丙が調査研究のため対象里山林に調査地の設定及び立入り等を申請した場合の許可

(4) 事業を行ったことを示す表示板等の設置の許可（ただし、甲から申請があった場合に限る）

(5) 甲が対象里山林を森林の体験活動又は環境学習等に使用することへの協力

(6) 個人情報の保護に関する法律の下、甲が事業実施に係る乙の個人情報を広島県に提供することへの同意（ただし、「ひろしまの森づくり事業」の制度実施に係る範囲に使用される場合に限る）

選択 { (7) 第4条(2)により開設・補修を行った森林作業道の通行の許可（甲から申請があった場合に限る）
(8) 第4条(2)により開設・補修を行った歩道の通行の許可（甲から申請があった場合に限る）
(9) 第4条(2)により設置した県産材利用施設の管理
[A(10) 甲の実施する事業に協力し、その施工等に支障を及ぼす一切の行為をしないこと]

（災害等による損害）

第8条 甲は、事業の実施中に、火災、天災その他甲の責めに帰し得ない事由により、対象里山林に生じた損害について、その責任を負わない。

2 甲は、事業の実施後、火災、天災その他甲の責めに帰し得ない事由により、対象里山林の林相の著しい変化又は立木等の損害が生じた場合であっても、その責任を負わない。

（協定の継承）

第9条 乙は、協定期間中に対象里山林の所有権を移転又は貸借する場合には、甲にその旨を届け出るものとする。この場合、乙は、所有権を取得する者又は貸借を受ける者に対して、この協定を継承するよう促す。

ケース2：甲乙2者（A 事業実施者が市町，B 事業実施者が所有者）

（特別な事情による協定の失効）

第10条 次の各号に掲げる場合は，この協定の全部又は一部はその効力を失う。

- （1） 対象里山林の全部又は一部が公用，公共用又は公益事業の用に供されるとき。
- （2） 火災，天災その他当事者の責めに帰さない事由により対象里山林の全部又は一部が滅失したとき。

（疑義の決定）

第11条 この協定に関し疑義が生じた場合，又はこの協定に定めがない事項で必要がある場合は，甲と乙の協議のうえ定めるものとする。

この協定の締結を証するため，本書を2通作成し，甲及び乙が記名・押印して，各自その1通を所持する。

年 月 日

（甲） 住所

市（町）

市（町）長

印

（乙） 住所

氏名

（印または自筆）

ケース２：甲乙２者（A 事業実施者が市町，B 事業実施者が所有者）

（付表）

森 林 簿 市町名	大 字 ・ 地 番	森林所有者 （自筆または印）	面積 (ha)	備考

位置（区域）図